

ショートステイ（おくらの里）

利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、心身の機能の維持並びに身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

1. 在宅生活の継続と施設ケアの充実

- (1) 各家庭環境・利用の背景を考慮し、本人・家族が何を必要としているかのニーズをくみ取り、可能な限り応えられるように努力します。また、家族の抱える不安や悩みに寄り添い、気軽に相談できる機関として、必要かつ適切な助言や援助を提供します。
- (2) 利用者の残存機能に着目し機能維持に努め、個人の身体・精神状況に合わせたケア、生活の継続性を意識した質の高いサービスを提供します。
- (3) 利用者について、多職種が情報を共有する会議に参加し、検討された改善策を実施し評価することで、職員に対して再度周知徹底を図ります。
- (4) 心身の状況を勘案し、その心身の状態に合ったレクリエーション及び食事や外出などの体験型の行事を計画的に実施し、利用者も持っている心身の状態を可能な限り低下させないよう努めます。

2. 利用者の確保と緊急時の受け入れ

- (1) 既存の利用者を大切に、継続して利用して頂けるように個々に合ったサービスを提供します。また、日々変化する空室状況を的確に把握し、各担当ケアマネとの連絡を密に図りながらスムーズな居室調整を行なう事で、稼働率の上昇を目指します。
- (2) 日頃から各居宅介護支援専門員からの連絡や相談を出来る限り受けるよう努力し、利用のリピーターの確保に努めます。
- (3) 緊急の利用依頼時は、各関係機関・部署との綿密な情報交換を行い、受け入れの迅速な判断ができるように、体制を確保しておきます。

3. 個別ケアの実施

- (1) 利用者それぞれの身体・精神状態を的確に把握し、自立支援を促し、生活の質の向上へ繋がります。利用の背景や退所後の生活も考えたケアを提供します。
- (2) 職員個々が専門職としての自覚と責任を持ち、日々のケア・処遇においては指導者が知識や経験を用いて責任ある指導を行い、職員の質・介護力の向上を目指します。
- (3) 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、その内容について、ご家族様に書面にて同意を得ます。